

平成 2 5 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我 孫 子 市 教 育 委 員 会



## 平成25年第3回定例教育委員会日程

- 日 時 平成25年3月27日(火) 午後1時30分から
- 場 所 教育委員会大会議室
- 日程第1 会議録署名委員の指名  
北嶋 扶美子
- 日程第2 議 案
- 議案第1号 我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱を廃止する告示の制定について (教育研究所)
- 議案第2号 我孫子市社会教育委員の委嘱について (生涯学習課)
- 議案第3号 我孫子市社会教育指導員の委嘱について (生涯学習課)
- 議案第4号 我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱を廃止する告示の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第5号 アロハフェスタ in アビコ実行委員会設置要綱を廃止する告示の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第6号 我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)
- 議案第7号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (図書館)
- 議案第8号 録音テープ・CD等の郵送貸出要綱の一部を改正する告示の制定について (図書館)
- 議案第9号 我孫子市教育委員会人事異動について (総務課)
- 日程第3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱を廃止する告示の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市社会教育委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ ・ 4
議案第 3 号	我孫子市社会教育指導員の委嘱について	・ ・ ・ ・ ・ 7
議案第 4 号	我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱を廃止する告示の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 9
議案第 5 号	アロハフェスタ i n アビコ実行委員会設置要綱を廃止する告示の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 14
議案第 6 号	我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 17
議案第 7 号	我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 23
議案第 8 号	録音テープ・CD等の郵送貸出要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 26
議案第 9 号	我孫子市教育委員会人事異動について	・ ・ ・ ・ ・ 30

議案第1号

我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱を廃止する告示の制定について

我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成25年3月27日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市教育研究所運営委員会は、教育研究所の円滑な運営を図るため、研究所実施事業について検討することを目的として設置されたが、その役割を果たしたと考えられるため、同要綱を廃止するものです。

## 我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱を廃止する告示

我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱（平成4年教育委員会告示第5号）は、  
廃止する。

### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 我孫子市教育研究所運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市教育研究所（以下「教育研究所」という。）の円滑な運営を図るため、我孫子市教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会)

第2条 運営委員会は、前条に規定する目的を達成するため、教育研究所長の諮問に応じ、次の事項について調査し、及び審議する。

- (1) 教育研究所の運営に関すること。
- (2) 重要な事業の計画施行に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育研究所長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、市内の小中学校の校長、教頭、教諭及び養護教諭の内から教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

議案第2号

我孫子市社会教育委員の委嘱について

我孫子市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

平成25年3月27日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

人事異動に伴い我孫子市社会教育委員条例第3条の規定に基づき、委嘱するため提案するものです。



我孫子市社会教育委員

委 嘱 期 間 平成25年4月1日から平成26年7月31日まで  
(前任者の残任期間)

委嘱年月日 平成25年4月1日

委 嘱 人 数 1人

委 嘱 者

氏 名	区 分	備 考
田 中 聡	学校教育関係者	湖北中学校校長

## 我孫子市社会教育委員

	氏名	住所	区分	備考
1	飯牟礼 紀子	我孫子市湖北台10丁目	学識経験者	
2	田中 聡	我孫子市古戸 (湖北中学校)	学校教育関係者	
3	篠原 昭雄	我孫子市東我孫子1丁目	社会教育関係団体	
4	渡邊 陽一郎	我孫子市中峠	社会教育関係団体	
5	山口 千鶴	我孫子市つくし野3丁目	社会教育関係団体	
6	柴田 保子	我孫子市古戸	社会教育関係団体	
7	中尾 葉子	我孫子市湖北台10丁目	社会教育関係団体	
8	藤田 寛子	我孫子市白山3丁目	社会教育関係団体	
9	森 重彦	我孫子市天王台1丁目	社会教育関係団体	
10	近藤 吉光	我孫子市柴崎台3丁目	社会教育関係団体	
11	佐野 直之	我孫子市湖北台8丁目	社会教育関係団体	
12	岡本 信夫	我孫子市つくし野3丁目	社会教育関係団体	
13	淺間 茂	我孫子市中峠	学識経験者	
14	中島 幸司	我孫子市湖北台7丁目	公募委員	
15	弓場 敏嗣	我孫子市白山3丁目	公募委員	
16	星野 征朗	我孫子市湖北台6丁目	公募委員	

議案第3号

我孫子市社会教育指導員の委嘱について

我孫子市社会教育指導員を次のとおり委嘱する。

平成25年3月27日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

指導員の任期満了に伴い我孫子市社会教育指導員設置に関する条例第4条の規定に基づき、委嘱するため提案するものです。

## 我孫子市社会教育指導員

委 嘱 期 間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

委嘱年月日 平成25年4月1日

委 嘱 人 数 9人

委 嘱 者

	氏 名	住 所	備考	初年度
1	播戸 哲子	我孫子市我孫子3丁目	再任	平成20年
2	枝村千代子	我孫子市若松	再任	平成21年
3	成嶋美恵子	我孫子市新木	再任	平成22年
4	岩崎 勇	我孫子市湖北台10丁目	再任	平成22年
5	梅田 吉隆	我孫子市天王台1丁目	再任	平成23年
6	野口 薫	我孫子市都部	再任	平成23年
7	島田 祐子	我孫子市天王台3丁目	再任	平成23年
8	池田 恵理	我孫子市我孫子2丁目	新任	平成25年
9	小池 精子	我孫子市中里	新任	平成24年

議案第4号

我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱を廃止する告示  
の制定について

我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱を廃止する告示を次のように  
定める。

平成25年3月27日

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

手賀沼文化拠点整備計画（平成19年度策定）に基づく同実行計画により、都市再生  
整備計画事業として平成25年度から都市緑地にする整備が行われるため、既存建物の  
取り壊しのため、本要綱を廃止するものです。

我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱を廃止する告示

我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱(平成20教育委員会告示第3号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、嘉納治五郎別荘跡地の建物の管理に関し必要な事項を定める。

(名称と位置)

第2条 この要綱に基づき管理する嘉納治五郎別荘跡地の建物の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物	我孫子市緑1丁目10番5号

(管理)

第3条 我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物（以下「嘉納別荘跡地建物」という。）は、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(開館時間等)

第4条 嘉納別荘跡地建物の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、これを臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 開館時間 午前9時30分から午後3時30分までとし、使用時間は、次の区分によるものとする。

ア 午前 午前9時30分から正午まで

イ 午後 午後1時から午後3時30分まで

(2) 休館日 火曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

(使用できる施設)

第5条 嘉納別荘跡地建物において、使用できる施設は、次のとおりとする。

(1) 1階和室

(2) 1階洋室

(使用者の範囲)

第6条 嘉納別荘跡地建物を使用できる者は、本市において文化活動を行う団体で、第9条第1項の規定による団体登録を受けたものとする。

(使用日数)

第7条 嘉納別荘跡地建物の使用は、使用時間にかかわらず、1団体につき月2日までとする。

(使用の許可)

第8条 嘉納別荘跡地建物を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要な条件を付することができる。

(団体登録の申請及び承認)

第9条 嘉納別荘跡地建物を使用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会に団体登録をしなければならない。

2 前項の団体登録は、我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物使用団体登録申請書(様式第1号)により、行うものとする。この場合において、当該申請は、嘉納別荘跡地建物を初めて使用する日の1月前までに行わなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録することについての可否を決定し、我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物使用団体登録承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該団体に通知するものとする。

(使用手続)

第10条 前条第3項の規定により団体登録の承認を受けた団体は、嘉納別荘跡地建物を使用しようとするときは、使用日の3月前から来庁、電話又はファクシミリにより予約するものとし、予約する団体が2以上の場合は、先着順とする。

2 前項の規定により使用の予約をした団体は、使用日の1月前までに我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物使用許可申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物使用許可(不許可)通知書(様式第4号)により、当該団体に通知するものとする。

(使用の制限)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の制限をすることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。



(2) 営利を目的とする興業その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めるとき。

(3) その他管理運営上支障があるおそれがあると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 第10条第3項の規定により使用の許可を受けた団体（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた施設の使用について許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(使用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件又は使用の目的に違反したとき。

(3) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第14条 嘉納別荘跡地建物の使用料は、無料とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、嘉納別荘跡地建物の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

以下書式略

議案第5号

アロハフェスタ i n アビコ実行委員会設置要綱を廃止する告示の制定  
について

我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成25年3月27日

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

主催事業であったアロハフェスタ i n アビコを平成22年度に共催事業に改め、参加団体が組織する実行委員会が自主運営することになったため、本要綱を廃止するものです。

## アロハフェスタ i n アビコ実行委員会設置要綱を廃止する告示

アロハフェスタ i n アビコ実行委員会設置要綱(平成18年教育委員会告示第3号)は、  
廃止する。

### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## アロハフェスタ i n アビコ実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 アロハフェスタ i n アビコを円滑に推進するため、アロハフェスタ i n アビコ実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 実行委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) アロハフェスタ i n アビコの事業計画に関すること。
- (2) アロハフェスタ i n アビコの運営に関すること。
- (3) その他アロハフェスタ i n アビコに関すること。

(構成)

第3条 実行委員は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内ハワイアン活動団体の代表者又は指導者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 次の表に掲げる課に属する職員

文化・スポーツ課 商工観光課 公園緑地課 手賀沼課

(4) 前各号に掲げる者のほか市長が必要であると認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、当該年度に実施するアロハフェスタ i n アビコが終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 実行委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によりこれを選出する。ただし、副委員長のうち1人は、文化・スポーツ課長をもって充てる。

3 委員長は、実行委員会の会務を取りまとめ、実行委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 実行委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 実行委員会の庶務は、生涯学習部文化・スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が実行委員会に諮って別に定める。

## 議案第6号

我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について

我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月27日

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

### 提案理由

これまで、我孫子市文化財の保護に関する条例、同施行規則では、文化財の補助金に関する規定があったものの対象文化財や対象経費、補助率などが明らかにされていなかったこと、また、規則制定後に我孫子市補助金等交付規則が制定され、この補助金等交付規則に則って運用することが望ましいことから、我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則に規定されている補助金に関する事項は削除するため、改正するものです。また、条項の整理及び様式の削除等も合わせて行います。

我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市文化財の保護に関する条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（管理等に関する届出）</u></p> <p><u>第5条 条例第6条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、第6号様式によるものとする。</u></p> <p><u>2 条例第7条第1項の規定による所有者等の変更の届出は、第7号様式によるものとする。</u></p> <p><u>3 条例第7条第2項の規定による所有者等又は管理責任者の氏名、住所等の変更の届出は、第8号様式によるものとする。</u></p> <p><u>4 条例第8条の規定による滅失、き損等</u></p>	<p><u>（管理等に関する届出）</u></p> <p><u>第5条 条例第6条から第9条までの規定による届出の様式は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第6条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の場合は、第6号様式による。</u></p> <p><u>(2) 第7条第1項の規定による所有者等の変更及び第2項の規定による所有者等又は管理責任者の氏名、住所等の変更の場合は、第7号様式及び第8号様式による。</u></p> <p><u>(3) 第8条の規定による滅失、き損等の場合は、第9号様式による。</u></p> <p><u>(4) 第9条の規定による所在変更の場合は、第10号様式による。</u></p>

の届出は、第9号様式によるものとする。

**5** 条例第9条の規定による所在変更の届出は、第10号様式によるものとする。

(修理の届出)

**第6条** 条例第12条第1項の規定による修理の届出は、第11号様式によるものとし、その添付書類は、第9条第1項の規定を準

(経費補助の申請等)

**第6条** 条例第10条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第11号様式により申請しなければならない。ただし、修理又は復旧に係る補助金を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 仕様書及び設計図
- (2) 予算書及び見積書
- (3) 写真又は見取図

**2** 前項による申請書を提出した後、その内容を変更しようとするときは、その理由を付して教育委員会に届出なくてはならない。

**3** 条例第10条の規定により補助金の交付を決定したときは、当該所有者等に対し、第12号様式により、その旨を通知するものとする。

**4** 条例第10条の規定による補助金の交付を受けて修理等を行い完了したときは、第13号様式による完了報告書に経費の精算書及び写真等必要な書類を添えて速やかに報告しなければならない。

(修理の届出)

**第7条** 条例第12条の規定による修理の届出は、第14号様式により、添付書類は、第9条第1項の規定を準用する。

<p>用する。</p> <p>(完了届)</p> <p><b>第7条</b> <u>所有者等は、</u> 条例第12条第1項の規定による許可又は届出を行って実施した事項が完了したときは、<b>第12号様式</b>による完了届に写真等必要な書類を添えて速やかに<u>教育委員会に届け出なければ</u>ならない。</p> <p>(現状変更の申請等)</p>	<p>(完了届)</p> <p><b>第8条</b> 条例第12条第1項の規定による許可又は届出を行って実施した事項が完了したときは、<b>第15号様式</b>による完了届に写真等必要な書類を添えて速やかに<u>届出なければ</u>ならない。</p> <p>(現状変更の申請等)</p>
<p><b>第8条</b> 条例第13条第1項の規定により現状変更の許可を受けようとする者は、<b>第13号様式</b>による現状変更許可申請書に、次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、変更しようとする日の20日前までに申請しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	<p><b>第9条</b> 条例第13条第1項の規定により現状変更の許可を受けようとする者は、<b>第16号様式</b>による現状変更許可申請書に、<u>次の各号</u>に掲げる書類のうち必要なものを添えて、変更しようとする日の20日前までに申請しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>
<p><b>2</b> <u>前項の許可は、第14号様式によるものとする。</u></p> <p>(台帳)</p>	<p><b>2</b> <u>第1項に規定する許可は、第17号様式による。</u></p> <p>(台帳)</p>
<p><b>第9条</b> 教育委員会は、<b>第15号様式</b>及び<b>第16号様式</b>による我孫子市指定文化財台帳を備えて置くものとする。</p>	<p><b>第10条</b> 教育委員会は、<b>第18号様式</b>及び<b>第19号様式</b>による我孫子市指定文化財台帳を備えて置くものとする。</p>
<p><b>第10条</b> 略</p>	<p><b>第11条</b> 略</p>

様式第11号から様式第13号までを削り、様式第14号を様式第11号とし、様式第15号を様式第12号とし、様式第16号を様式第13号とし、様式第17号を様式第14号とし、様式第18号を様式第15号とし、様式第19号を様式第16号とする。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



## 我孫子市文化財保護補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市文化財の保護に関する条例（昭和47年条例第5号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、指定文化財の所有者等に対し予算の範囲内において交付する我孫子市文化財保護補助金（以下「補助金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、指定文化財の所有者等とする。

### (対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる指定文化財の種別に応じ、同表の中欄に掲げる費用とする。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、別表の左欄に掲げる指定文化財の種別に応じ、同表の右欄に掲げる額を補助限度額とする。

2 補助金の交付を受けた指定文化財に対する補助は、当該補助金の交付を受けた初年度から起算して3年度間で、前項の補助限度額の2倍に相当する額を補助の上限とする。

### (交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書に添付する書類は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 仕様書、設計図その他の対象経費の事業内容が分かる書類
- (2) 予算書、見積書その他の対象経費の積算内訳が分かる書類
- (3) 写真又は見取図
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の承認を受けようとするときは、同条の補助事業等変更・中止・廃止申請書に、変更の内容が分かる書類を添付しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の承認をするに当たっては、必要に応じ現地調査等を行うものとする。

2 市長は、前条の承認の可否を決定したときは、補助事業等変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（別記様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業の着手前及び完了後の写真その他の事業の実施状況が分かる写真

(2) 領収書

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

議案第7号

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
の制定について

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
を次のように定める。

平成25年3月27日

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

図書館における録音図書作成事業を実施するため、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正を提案するものです。

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(事業)</p> <p>第2条 我孫子市民図書館（以下「図書館」という。）は、<b>次に掲げる事業</b>を実施する。</p> <p><b>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条各号に掲げる事項</b></p> <p><b>(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項の規定により、視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供するため、図書を録音により複製すること。</b></p> <p>（図書館資料の貸出冊数等）</p> <p>第8条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="204 1514 743 1989"> <thead> <tr> <th>図書館資料の種類</th> <th colspan="2">貸出冊数</th> <th>貸出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">図書（<b>視覚障害者等の利用に供する録音図書等を含む。）</b></td> <td>個人</td> <td>10冊以内</td> <td>貸出日から14日以内</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>200冊以内</td> <td>貸出日から60日以内</td> </tr> </tbody> </table>	図書館資料の種類	貸出冊数		貸出期間	図書（ <b>視覚障害者等の利用に供する録音図書等を含む。）</b>	個人	10冊以内	貸出日から14日以内	団体	200冊以内	貸出日から60日以内	<p>(事業)</p> <p>第2条 我孫子市民図書館（以下「図書館」という。）は、<b>図書館法（昭和25年法律第118号）第3条各号に掲げる事項</b>を実施する。</p> <p>（図書館資料の貸出冊数等）</p> <p>第8条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="852 1514 1391 1989"> <thead> <tr> <th>図書館資料の種類</th> <th colspan="2">貸出冊数</th> <th>貸出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">図書</td> <td>個人</td> <td>10冊以内</td> <td>貸出日から14日以内</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>200冊以内</td> <td>貸出日から60日以内</td> </tr> </tbody> </table>	図書館資料の種類	貸出冊数		貸出期間	図書	個人	10冊以内	貸出日から14日以内	団体	200冊以内	貸出日から60日以内
図書館資料の種類	貸出冊数		貸出期間																				
図書（ <b>視覚障害者等の利用に供する録音図書等を含む。）</b>	個人	10冊以内	貸出日から14日以内																				
	団体	200冊以内	貸出日から60日以内																				
図書館資料の種類	貸出冊数		貸出期間																				
図書	個人	10冊以内	貸出日から14日以内																				
	団体	200冊以内	貸出日から60日以内																				

視聴覚	略	略	視聴覚	略	略
2及び3 略			2及び3 略		

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第8号

録音テープ・CD等の郵送貸出要綱の一部を改正する告示の制定について

録音テープ・CD等の郵送貸出要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月27日

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

図書館における録音図書作成事業を実施するため、録音テープ・CD等の郵送貸出要綱の一部の改正を提案するものです。

録音テープ・CD等の郵送貸出要綱の一部を改正する告示

録音テープ・CD等の郵送貸出要綱（平成14年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>録音図書等の郵送貸出要綱</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、視覚障害等により、我孫子市民図書館（分館を含む。<u>以下「図書館」という。</u>）へ来館することが困難な者に対し、<u>録音図書等</u>の図書館資料を郵送して貸し出すサービス（以下「郵送貸出しサービス」という。）を実施するに当たり、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号。<u>以下「規則」という。</u>）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この要綱において「録音図書等」とは、<u>デージー録音図書、CD、カセットテープその他貸出しを目的として視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者の利用に供するための資料をいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 郵送貸出しサービスを受けることができる者は、<u>規則第6条に規定する我孫子市民図書館利用カードの交付を受け</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>録音テープ・CD等の郵送貸出要綱</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、視覚障害等により、我孫子市民図書館（分館を含む。）へ来館することが困難な者に対し、<u>録音テープ、CD等</u>の図書館資料を郵送して貸し出すサービス（以下「郵送貸出しサービス」という。）を実施するに当たり、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 郵送貸出しサービスを受けることができる者は、<u>次に掲げる者</u>とする。</p>

た者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障害1級から6級までのもの

(2) 略  
(利用者の登録)

**第4条** 略

2 略

3 館長は、必要に応じ、前項の規定により登録した者（**第6条**において「登録者」という。）の身体障害者手帳の提示を求めることができる。

（貸出点数及び貸出期間）

**第5条** 録音図書等の図書館資料の貸出点数及び貸出期間は、規則第8条第1項の規定によるものとする。この場合において、郵送に要する日数は、貸出期間に算入しない。

(申込み手続)

**第6条** 略

2 館長は、前項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、**登録者**に郵送する手続をとらなければならない。この場合に

(1) 市内在住者、市内に勤務先がある者又は市内の学校に在学する者のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障害1級から6級までのもの

(2) 略  
(利用者の登録)

**第3条** 略

2 略

3 館長は、必要に応じ、前項の規定により登録した者（**第5条**において「登録者」という。）の身体障害者手帳の提示を求めることができる。

（貸し出す資料等）

**第4条** 郵送貸出しサービスにより貸し出す資料は、カセットテープ、CDその他貸出しを目的として視覚障害者のために、図書館に備えた資料とする。

2 カセットテープ及びCDの貸出しは併せて5点以内とし、貸出期間は2週間（郵送に係る日数は含まない。）とする。

(申込み手続)

**第5条** 略

2 館長は、前項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、**利用者**に郵送する手続をとらなければならない。



において、図書館に申込みを受けた録音図書等がないときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項の規定により当該録音図書等を作成し、貸し出すことができる。

第7条 略

第8条 略

第6条 略

第7条 略

### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する

議案第9号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

平成25年3月27日

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第7条第9号の規定に基づき、平成25年4月1日付けで人事異動を行いたく提案するものです。

